

【書評】

佐藤正広編著
『近代日本統計史』

(晃洋書房，京都，2020年)

安元 稔

経済統計学会
『統計学』第124号一抜刷
2023年3月発行

佐藤正広 編著 『近代日本統計史』

（晃洋書房，京都，2020年）

安元 稔*

本書は広義の「統計史」を専攻する6名の研究者が近代日本における統計学・統計制度の歴史的軌跡を辿り、今日のわが国統計制度がかかえる諸問題を照射した労作である。編集意図を叙述した「はしがき」に加えて、本書は2部から構成され、各部はそれぞれ5章、7章計12章からなる個別論文を含んでいる。以下、各章の論題と執筆者を記し、簡単に内容を紹介しておこう。

第I部 「統計学と統計行政の担い手」

第I部の課題は、明治期に導入された統計学説の担い手と統計作成に携わった人々の活動を明らかにすることである。

第1章 「杉亨二と統計 一維新を生きた蘭学者一」（佐藤正広）

日本における統計の開祖といわれる杉亨二は、幕藩体制の崩壊から明治中央集権国家形成の時代を生き、若き日に蘭学の諸分野（医学・歴史学・政治学・物理学・地理学・軍事学）を渉猟した。しかし、国家の動静を把握する手段である国家科学としての統計学に行き着き、社会認識の道具として統計学の習得と活用に邁進した。この章では、書誌学的分析に基づいて、杉の発表論文が克明に分析さ

れ、統計学へ到達する学問的足跡が明らかにされている。

第2章 「杉亨二とハウスホッファーの『統計学教程』（上藤一郎）

ドイツの経済学者であり、統計学者であったハウスホッファー（M. Haushofer）が1872年に公刊した『統計学教程』（*Lehr- und Handbuch der Statistik, Wien, 1872*）を素材として、学説の統計学史上の位置と杉亨二への影響を探ることがこの章の目的である。基本的には効率的な国家運営を目的とする国家統治の学問（国家科学）であったが、社会科学としての側面をも内包するハウスホッファーの統計学が杉をはじめとする黎明期のわが国の統計学者にどのように受け入れられ、第1回国勢調査実現への礎石となったのかが分析されている。

発生史的に統計学を見た場合、杉が強い影響を受けたハウスホッファーの統計学には国家科学と社会法則を数量的に追究する社会科学としてのそれとが未分化のまま併存していた。高野岩三郎はハウスホッファー統計学における国家科学と社会科学の混淆を批判したが、近代国家形成を第一義的な目標とする杉をはじめとするわが国の統計家たちにとって、国家科学としての統計学は力強い知的拠り所であった。国状把握の手段としての統計学が本領を発揮する領域は人口統計であり、国勢調査の実現がその到達点であった。

* 駒澤大学名誉教授

e-mail : yasumoto@komazawa-u.ac.jp

第3章 「第1回国勢調査と日本の統計学」

(上藤一郎)

第3章では、執筆者上藤一郎氏の定義による「統計学の数学化」という1900年前後の国際的な研究動向の中で、亀田豊治朗の第1回国勢調査を対象とする抽出集計の試みが考察されている。ドイツにおいて支配的であった国家科学としての統計学が次第に社会科学としての統計学へと発展し、「統計学の数学化」の到達点として数理統計学が登場してくる学問的な状況と亀田による抽出法の意義およびその後のわが国統計学への影響が展望されている。ドイツ統計学の伝統であった全数調査から標本抽出による推計調査への脱皮の一階梯に関する分析である。

亀田が標本抽出に着手する契機となったのは、1923年の関東大震災によって第1回国勢調査の集計作業日程に遅れが生じ、可能な限り速やかに結果を入手する手段として個票の抽出集計が要請されたからである。それが可能であったのは、亀田が生命保険を管掌する行政機関に身を置き、保険数学と確率論を習得していたからであった。亀田の抽出理論と集計結果は、第2次大戦後のわが国における統計調査に標本調査法を導入する重要なきっかけとなった。尚、亀田による標本抽出法については、第Ⅱ部第11章にも言及がある。

第4章 「統計家としての柳澤保恵」

(小林良行)

この章の目的は、柳澤保恵が1913年に設立した柳澤統計研究所の活動がわが国官庁統計の発展に及ぼした影響および第2次大戦後の統計法(1947年)、新統計法(2007年)によって形成された制度を検討することである。柳澤は、受託によって統計調査の設計・製表・統計材料の提供を事業の一つとする柳澤統計研究所を設立した。民間の側から国・地方自治体の統計能力向上を支え、公設統計機関の補助という任務を果たそうとしたのである。

研究所の資金は、柳澤の個人資産と寄付からなっていた。作成された統計は市勢調査・職業調査・人口(市町村別人口)、華族静態・動態調査、民勢調査(例えば、臨時台湾戸口調査)等を含むものであった。研究所はまた講演会を開催し、統計知識の普及と人的交流支援を実現している。わが国統計史上におけるこの研究所の功績は、調査票の二次的利用・秘密保護主義の導入・各種行政記録の利用をはじめ、第2次大戦後の統計法に盛られた諸概念の淵源となった点である。

第5章 「川島孝彦 一人物像と統計」

(佐藤正広)

第2次大戦中に官庁統計業務の頂点に立つ内閣統計局長であった川島孝彦が、「統計学の数学化」という状況の下で本格的に統計学を学び、数理統計学へと連なる学問的潮流の中に身を置いたという事実はわが国における統計制度の在り方に少なからぬ意味を持っている。統計局在任中の川島は、分散型統計システムの効率の低さを批判し、中央統計庁による統計業務の中央集中を模索した。この川島の構想を体現したのが昭和17(1942)年の「中央統計庁」設置とその権限を担保した「統計法案」であった。

川島がソヴィエト・ロシアの統計制度に強い関心を持っていたという事実は興味深い。中央統計庁構想を抱く川島らしく、計画経済の司令塔であるゴスプラン(ソ連国家計画委員会)による情報中央統制を範としようとしたとも考えられる。自身の構想を実現するために川島は地方行政機関の統計責任者による「統計主任会議」を組織し、道府県・市町村統計担当者との人的つながりを重視し、「統計ネットワーク」の形成に取り組んだ。

川島の「統計機構改革」の内容は、中央監督官庁間の統計一元化(重複調査の排除)、地方統計組織の改革、道府県庁統計課への調査の一元化と統計編成であった。統計システムの

集中型への再編は、第2次大戦直後の「統計制度改善に関する緊急処置要綱」が分散型統計システムを採用した結果、挫折した。尚、川島孝彦が残した資料は、編著者の尽力によって一橋大学社会科学統計情報研究センター「近代統計発達史文庫」の一部として所蔵されている。

第Ⅱ部 「公的統計の作成」

第Ⅱ部の7つの論稿は統計作成における制度設計、調査現場における運用、調査対象の受容の仕方と回答をそれぞれ論じたものである。

第6章 「明治前期における公的統計の調査環境と地方行政」(佐藤正広)

日本の統計調査システムは初発から分散型であり、中央の各官庁が自己の管轄下の事象についてそれぞれ地方官庁に調査を命ずる方式をとっていた。このシステムに随伴する問題は、重複調査であり、回答側の負担を顧慮しない過重な押し付けであった。こうした要因が生じた淵源を地方制度形成揺籃期(地方三新法期)における統計調査の調査環境から掘り起こし、統計制度を通じて見た近代国家形成の具体像を提示することがこの章の目的である。

各地の人口・農産・商業・漁業・工業・学事・衛生・犯罪に関する統計作成の実態を調査すべく1884年に世良太一によって提出された「統計院書記官巡廻紀事」にあらわれた地方末端行政組織の未整備、不統一、統計実査担当者である戸長の質と繁忙、調査に関する無知、中央と地方の合理的な関係の欠如に改めて驚かされる。行政機構の未整備に起因する統計数値の精度の低さは否定できない事実であったが、学事に関する統計の精度が高かったという指摘は重要である。近代日本が教育を重視していた一つの証左であろう。

第7章 「戸籍人口統計の調査主義と国勢調査の開始」(廣嶋清志)

通常われわれが利用する統計数値は、届出による登録記録と特定の機関が情報収集を目的に実施する調査という二つの原理的に異なった記録が交錯して作成されている。執筆者の基本的立場は、戸口調査(戸籍簿)が登録と調査の融合であるとするものである。この章では、従来型の人口センサス実施に伴う困難を回避するために最近一部の国で検討され始めた住民登録資料から人口統計を作成する動きを視野に置き、明治期の戸籍と人口センサス実施への過程が検討されている。

この章の分析のうち、「戸籍簿には世帯状態と職業のような別途届出か調査が定期的に必要な事項が含まれているのであり、届出方式だけでなく現状の定期的な調査を前提としている」、「戸籍人口と現住人口(現在人口)との乖離を是正する契機の一つとなったのが、緊急性を要する衛生行政の対象人口捕捉の動きであった」とする指摘は注目すべきである。

第8章 「明治31年内閣訓令第1号乙号と調査票情報」(森博美)

統計調査対象へ接近する方法には表式調査と個票調査の2種類がある。前者が既存統計資料等からの書き上げ結果の集計方式であるのに対して、後者は統計単位の個体情報を直接収集する方法である。この章の課題は、人口動態情報把握手段としての表式調査から個票調査への転換が持つ統計史上の意義を明治4(1871)年「府藩県一般戸籍ノ法」から明治31(1898)年「戸籍法」制定、更に1920年第1回国勢調査に至る間の統計作成の実態を追うことによって明らかにすることである。

明治4年以来「戸籍法」制定に至るまで、実査による戸籍人口更新は行われなかった。この間、動態・静態統計は、戸長(戸数・人数・出生・死亡・移動数)→区長(戸籍表・職別表)→道府県庁(戸口調査から出生・死亡・

出入数を勘案した戸籍表作成) → 戸籍事務所管省庁(民籍戸口表作成) → 内閣統計課(内務省報告からの静態統計(本籍人口)作成)という系統で作成されていた。国勢調査という調査個票による人口統計資料の直接収集が実現していなかった当時、静態統計の把握は戸籍簿とその修正値に依存せざるを得なかったのである。

明治31(1898)年「戸籍法」制定に伴う内閣訓令第1号甲号(人口静態)・乙号(人口動態)発令によって、人口動態情報収集の方法は地方当局による統計表への書き上げ(表式調査に基づく地方分査)から届出登録情報(個票調査)の中央集査へと変化した。小票(単名票)を原情報とする人口動態事象の下部行政機関から中央への情報収集方式の転換である。他方、静態人口情報収集の方法は依然として戸籍簿を原資料とするものであり、本籍人口に寄留情報から得られる出入人口を加除し、5年ごとに実計するというものであった。

「戸籍法」から第1回国勢調査実施に至るまでのわが国における人口統計は、表式調査によって把握された戸籍簿という静態統計を原情報として、個票調査に基づいて獲得した動態統計情報を用いて5年ごとに補正して作成されるという独自の道を歩いたのである。個票を原情報とする動態統計作成への転換は、統計数値精度の向上と動態事象の要因分析への可能性をはらむものであった。

第9章 「農業生産統計における表式調査の展開 一府県物産表から昭和15年農林統計改正まで一」(森博美)

調査統計の分野では個票方式の定着後も政府業務統計等において表式調査は行われているが、最終的な集計結果に対する事後の検証可能性・展開可能性・二次的利用という点において、方法上の優位性は明らかに個票調査にある。

わが国における最初の生産統計は、明治3(1870)年に実施された30品目の農工生産物を対象とした「物産表」報告徴集であり、調査方式は府県から中央省庁へ集計値の形で報告される表式調査であった。以後、表式調査に基づく生産統計は幾つかの節目を経験した。所管官庁の度重なる変化、農工生産物から農産物への調査対象の限定、品目別収穫高・生産高調査・金額調査から所有形態別田畑面積・耕作等の用途別牛馬数といった農産物品生産の投入面捕捉への変化、工場票という表式とは異なる個票様式の調査票の一部導入等である。

特に重要なのは、明治35(1902)年以降政府による農会育成方針の下で農事統計は農会、農業生産統計は農商務省(農林省)と別組織系統によって統計が作成されるようになったことである。以後、農家の経営統計ではなく生産高統計に関心が集中した。

農事統計調査に個票方式を導入することによって情報の精度向上を図ろうとする試みも失敗し、昭和15(1940)年の農林統計改正により農産物統計制度は根本的な見直しを迫られることになった。明治3年の「物産表」報告から70年余を経て、属地的表式調査から個々の農業従事者を対象とする調査へ、属人的な個票調査への転換に伴い、生産高統計(農商務省)と農事統計(農会)の農林省統計への一本化が実現した。

第10章 「明治期における個票による農村実態の統計的把握の試み 一余土村是調査における下調べ個票様式をめぐって一」(森博美)

前章で分析された表式調査による農業生産・農事統計が官庁統計であったのに対して、ほぼ同じ時期に政府以外において、個々の農家世帯を対象とする個票方式によって農業生産高・その他を調査する試みがあった。明治30年代から昭和初期に展開した町村是運動

に伴い実施された町村是調査である。この章では、幾つか残存している町村是調査記録のうち都市近郊農村である愛媛県温泉郡余土村のそれを取り上げ、村長森恒太郎の事績・村政と彼が明治32・33(1899・1900)年から明治40(1907)年にかけて実施した余土村是調査の内容が紹介されている。

明治33(1900)年の村是調査の集計項目には、土地・戸口・財産・負債・教育・衛生・公費・生産・商業・労力・利息・村外・生活・耕費・負担・欠損・収支が含まれている。調査項目は多岐にわたり、明治後半の農村における農工業生産・人口・労働力・土地所有・階層・生活水準・公衆衛生をはじめ社会経済史分析の対象として豊かな鉱脈を提供するものである。これらの数値は一部は既存統計資料から集計されているが、大部分は村民から聞き取りによって得られた個別情報から集計・加工されたものである。調査情報の源泉である個票(小票)の所在は、この章の執筆者である森博美氏によって平成25(2013)年に発見・確認された。世帯個票の5つの様式と村是調査の表紙が章末に掲載されている。

第11章 「失業に関する統計調査の転換と継承」(山口幸三)

重要な経済指標の一つである就業や失業を調査する方法として、第2次大戦後に広く採用されるに至った調査時点に仕事をしたか否かを基準とする「労働力方式」(current activity)と戦前のわが国で採用されていた長期間の就業・不就業を調査する「有業者方式」(usual activity)とがある。いずれの方式が特定の国における就業状態をよりの確に捕捉し得るかはにわかには断じがたい。失業の定義・要件、労働市場の特質、調査目的が多様であり、就業状態調査には他の統計調査とは異なる困難な課題がある。

第1次大戦後に深刻化した失業問題解決のための国際的な連携が各国の失業統計収集方

法にいかなる影響を与え、戦後の労働力方式の採用に至ったのかを探ったのが第11章である。わが国における最初の本格的な失業調査である内閣統計局による1926年の「失業統計調査」、1930年第3回国勢調査の一部として組み入れられた失業調査、1932年の「失業者生活状態調査」等の意義と限界が検討されている。次いで戦後の連合国総司令部(GHQ)による「労働力調査」、「労働力調査臨時調査」、「臨時国勢調査」の目的と調査実態が詳述されている。

第12章 「両大戦間期における公的統計の信頼性 —統計編成業務の諸問題とデータの精度について—」 (佐藤正広)

前述の川島孝彦が残した資料を用いて両大戦間期における政府統計を取り上げ、実地調査に関する申告者の理解度・調査員の資質・質問の仕方から生じる錯誤、統計数値の精度を損なう編成業務上の欠陥を解明し、公開統計資料を利用する際の注意点を指摘することがこの章の目的である。

中央省庁から訓令あるいは照会という形で統計調査・作成を命じられた地方官庁が正確な統計情報の提供を担保する条件として、統計調査に対する国庫の予算措置、統計編成業務の一元化、身分・給与を保証された統計専門家の配属、調査統計に対する法的根拠の整備を要請した背景には統計作成現場における制度的な矛盾が存在していたのである。

以上概観した各論文に共通する特色と本書の意義について述べておかなければならない。本書の根底には、統計学説・統計制度の歴史研究にこれまで支配的であった見方に加えて、編著者の年来の持論である統計学説の担い手としての人間集団(「統計集団」・「専門家集団」)、「統計コミュニティ」への注視がある。第I部における杉亨二・亀田豊治朗・柳澤保恵・川島孝彦あるいは第II部第6章における

世良太一，第8章における花房直三郎，関三吉郎，高橋二郎等に関する分析はそうした視角からなされたものである。

幕藩体制崩壊後日まだ浅い時期に，統計先進国であったドイツをはじめとするヨーロッパ諸国に伍して全国を対象に精度の高い統計数値を収集するためには，設計・実施・集計・公表に当たる専門家集団を構成する人材の育成が不可欠であった。こうした統計集団が，中央と地方，地方相互間に広範なネットワークを構築し，相互にそれを繋ぐ統計コミュニティが醸成されることが是非とも必要であった。近代日本における統計制度の歴史的軌跡を辿る際に，制度を支える生身の人間とその人的関係に注目するという視点は正鵠を射ていると思われる。

本書出版の動機の一つは，数年前に起きた省庁による統計データの書き換え，二重計上に端を発する「統計不信問題」に対する問題提起と危機感共有の要請である。近代統計制度形成の黎明期における専門家集団の理念と資質，統計機構が内包する諸問題を明らかにすることによって，現代日本における統計の在り方を考える手がかりを提供しようとする真摯な意図を本書から読み取ることができる。

最後に，今後詳しく解明していただきたい点を一つだけ挙げておこう。第2次大戦直後

に閣議決定された「統計制度改善に関する緊急処置要綱」が中央統計庁による集中型統計システムではなく，各中央官庁がそれぞれ必要に応じて独自に調査を行う分散型統計システムを想定したものになった具体的な背景である。統計設計・実施を巡る諸利害の対立とわが国近・現代の統計制度に内在する問題を究明し，「統計不信問題」解決の糸口を示唆していただければ幸いである。

この点で参考になるのは，古典派経済学者の一人，ジョン・スチュワート・ミルが最適な情報収集について述べた次のような言説である。「中央当局の主要な責務は指示を与えることであり，地方当局の責務はそれを適用することである。執行は地方に委ねても構わないが，知識・情報は中央が掌握してはじめて最も有益に利用され得るのである。他の場所に存在している不完全で潤色された知識が完全なものとなり，純化されるに必要な機構が存在する中心，つまり分散した全ての光線が一点に集中する焦点がどこかになければならない」(J.S. Mill, *Considerations on Representative Government*, Second Edition, 1861, London, Parker, Son and Bourn, p.290)とする彼の提言は，現代における統計制度の在り方についてもなお示唆に富むものである。